

## 自動車損害賠償責任保険のインターネット通信販売の取扱いに関する覚書

保険株式会社（以下「甲」という。）と 代理店

（以下「乙」という。）とは、乙が自らのインターネットのホームページを利用して電子的に自動車損害賠償責任保険契約（以下「責任保険」という。）の申込および保険料の支払手続を同時に可能とする契約方式（以下「インターネットによる通信販売」という。）を行うことに関し、下記について約諾のうえ、この覚書を取り交わす。

**第1条** 乙は、インターネットによる通信販売を行おうとするときは、その内容および方法等について予め甲の承認を得なければならない。

2 乙がインターネットによる通信販売を開始した後に、その内容の変更等を行うときも同様とする。

**第2条** 乙は、甲の指示に基づき、保険契約者に対して、以下の書面等を确实かつ迅速に保険契約者の住所あてに送付しなければならない。

（1）自動車損害賠償責任保険証明書（以下「証明書」という。）

（2）保険料領収証

（3）保険標章

（4）インターネットによる保険契約の申込に係る保険料支払に関する特約（以下「特約」という。）  
条項

（5）その他甲が乙に指示した書面等

2 前項第1号の証明書には、甲の指示に基づき、その保険料収納済印欄に特約の付帯がある旨を記載しなければならない。

**第3条** インターネットによる通信販売により締結した責任保険契約に係る保険料（以下「インターネット通信販売保険料」という。）の支払については、特約の付帯に基づき、クレジットカードを使用した支払に限定されるため、自動車損害賠償責任保険代理店委託契約書（以下「委託契約書」という。）第1条第1項第2号の規定にかかわらず、責任保険契約の申込と同時に、甲が、クレジットカード会社へ当該クレジットカードが有効であることおよび利用限度額内であること等の確認を行い、クレジットカード会社から保険料全額について信用販売の承認を取得する手続き（以下「オーソリゼーション」という。）を完了したことをもって、保険料を領収したものとみなす。

2 前項の規定により保険料を領収したものとみなす場合には、委託契約書第3条第1項ただし書き第1号および同条第2項の規定は適用しない。

**第4条** インターネット通信販売保険料については、甲が、オーソリゼーションを完了したときをもって、自動車損害賠償責任保険代理店委託契約に関する特約書（以下「特約書」という。）第1条第2項に定める保険契約者から保険料を収受したときとみなす。

2 前項の規定により保険料を収受したとみなす場合には、甲の指示に基づき、乙は、特約書第1条第2項に定める保険料収納済印の押捺を行うことができる。

- 3 インターネットによる通信販売により締結した責任保険契約については、特約書第6条第1項に定める甲に対する保険料の送金を要しない。

**第5条** インターネットによる通信販売により締結した責任保険契約に係る代理店手数料は、甲がクレジットカード会社からの当該責任保険契約の保険料相当額の領収を確認の後に、甲から乙に対してこれを支払うものとする。

- 2 インターネットによる通信販売により生じた次の費用については、乙の負担とする。
  - (1) 乙が使用するインターネットホームページの作成および維持に係る費用
  - (2) クレジットカードにより保険料を決済した場合におけるクレジットカード会社に対するカード手数料およびオーソリゼーションに係る費用
  - (3) 第2条第1項に定める手続きを行うに際して要した送料等
  - (4) その他インターネットによる通信販売により生じた費用で乙が負担すべき費用
- 3 甲が、前項第2号および第3号の費用について負担した場合は、甲は第1項に定める代理店手数料支払時において、これを控除して支払うものとする。また、代理店手数料で不足する場合においては、乙は甲に対してその不足額を支払わなければならない。

**第6条** 代理店委託契約が解除されたとき、もしくは同委託契約が効力を失ったときは、本覚書の効力も失う。

- 2 甲および乙は、60日前までに書面により予告をし、本覚書を解除することができる。
- 3 甲は、前項によるほか、乙がこの覚書に定める条項に違反したときは、即時に本覚書を解除することができる。
- 4 第1項による本覚書の失効ならびに第2項および第3項による本覚書の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じるものとする。

上記覚書締結の証として、本書1通を作成し、各自記名押印のうえ、甲がこれを所持する。

年 月 日

甲（保険会社名）

（会社所在地）

乙（代理店名）

（代理店主名）

（代理店所在地）